

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

「快適さと潤いを感じる生活の舞台づくり地域再生計画」

2 地域再生計画の策定主体の名称

つがる市

3 地域再生計画の区域

つがる市の区域の一部（旧木造町及び旧森田村の区域）

4 地域再生計画の目標

つがる市は、青森県の西部に位置し、人口 40,195 人（平成 17 年 4 月 1 日現在）面積 253.85 平方キロメートルで、平成 17 年 2 月 11 日に木造町、柏村、森田村、稲垣村、車力村 5 町村が合併し青森県内 9 番目の市となった。

つがる市は、津軽平野に囲まれた農産物生産地帯であり、スイカ、メロンをはじめコメ、リンゴ、ネギ、トマト、ナガイモなどは市場で高い評価を得ており、「つがる」を産地ブランドとして販売促進を進め、農村地域の再生を目指している。そのためには、安全、安心な水資源を確保して、消費者に信頼される農産物を生産することが責務である。

ところが、近年家庭の雑排水が増加しており、市街地周辺では河川や公共水域の水質が悪化している。これに対処するため、市内各地区において、公共下水道及び農業集落排水事業を実施しているものの、現状では汚水処理人口普及率は 52%にとどまっており、この状態が続けば、安全、安心な水確保及び消費者に信頼される農産物の生産に支障をきたすおそれがある。

そのため、当市では汚水処理施設交付金を活用し、公共下水下道の安定整備と未整備区域の浄化槽設置を定住の状況に応じて効率的に整備を進め、水質改善を図っていく。これは消費者に信頼される農産物の生産とともに、市民の生活環境改善につながる。このように住民の快適生活を確保して、快適さと潤いを感じる生活の舞台づくりを目指す。

【目標数値】

今後 5 年間で汚水処理人口普及率 52%から 68%に 16%の向上を図る。

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

木造地区においては、公共下水道事業で平成 17 年度から平成 21 年度まで整備する。その他においては、浄化槽設置事業で平成 17 年度から平成 21 年度まで整備する。これらの事業により、公共下水道汚水処理区域の拡大、水洗化の普及促進を図る。

5-2 法第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

事業化箇所等は別添の整備箇所を示した図面による

[事業主体]

いずれもつがる市

[施設の種類]

公共下水道、浄化槽

[事業区域]

公共下水道 つがる市木造地区(平成 19 年 7 月 9 日下水道事業認可済み)
認可計画面積 228ha
事業認可 平成 26 年 3 月 31 日まで

浄化槽 旧木造町、旧森田村全域 但し、公共下水道事業認可区域、農業集落排水整備区域(福原、越水地区)を除く

[事業期間]

公共下水道 平成 17 年度から平成 21 年度まで
浄化槽 平成 17 年度から平成 21 年度まで

[整備量]

公共下水道 $\phi 75\sim 200\text{ mm}$ L=5,780m
(単独事業 $\phi 150\text{ mm}$ L=2,700m)
浄化センター増設 水処理設備 2 / 4 系列~ 3 / 4 系列
浄化槽(個人設置型) 計 42 基

[事業費]

1,284,000 千円	国費 541,627 千円		
公共下水道面整備	673,790 千円	(うち、交付金	336,895 千円)
	単独事業費	231,779 千円	
浄化センター増設	368,530 千円	(うち、交付金	201,765 千円)
	単独事業費	1,000 千円	
浄化槽(個人設置型)	8,901 千円	(うち、交付金	2,967 千円)
計	1,051,221 千円	(うち、交付金	541,627 千円)
	単独事業費	232,779 千円	

5-3 その他の事業

該当なし

6 計画期間

平成 17 年度から平成 21 年度まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 に示す数値目標に照らして毎年度末に状況を調査し、必要に応じて事業の内容の見直しを図ることを内容とした地域再生計画に基づく、政策評価基本計画及び実施計画を作成し、実行する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

本計画は、「青森県汚水処理施設整備構想」に掲載された計画値を目標に作成した、汚水処理施設整備計画であり、見直し等があればその計画値に準じ、その結果を反映させる。